

大阪市立蒲生中学校

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

- ・本校は、「いじめはどの学校・どの学級にも、どの生徒にも起こり得る」という認識に立ち、いじめを絶対に許さない学校づくりを進める。
- ・いじめを受けた生徒の安全確保と心の救済を最優先とし、全教職員が組織的に対応する。
- ・いじめを行った生徒には、行為の重大性を理解させ、再発を防ぐための教育的指導と支援を行う。

2 いじめの定義

- ・「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・本人が「大丈夫」と言う場合でも、表情・欠席・交友関係・SNS等の変化を丁寧に確認し、被害生徒の立場に立って判断する。

3 具体的ないじめの例

- ・冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、仲間はずれ、集団による無視、継続的な嫌がらせ、叩く・蹴る・ぶつかる等の身体的苦痛、金品をたかる・隠す・盗む・壊す・捨てる行為、嫌なこと・恥ずかしいこと・危険なことをさせる行為、SNS・チャット・画像や動画の拡散・なりすまし等による誹謗中傷や精神的苦痛。

4 いじめの未然防止

- ・授業・学級づくり わかる授業、学習規律、安心して発言できる学級づくり、個性を認め合う集団づくり。
- ・人権・道徳教育 生命尊重、思いやり、違いを認める態度を育成。
- ・自己有用感 生徒会、委員会、行事、部活動等で一人一人が役割を持ち、認められる場を設定。
- ・傍観者への指導 「見ているだけ」もいじめを助長することを指導し、相談・報告できる力を育成。
- ・情報モラル SNS、チャット、画像・動画の扱い、個人情報、誹謗中傷、拡散の責任について指導。
- ・啓発活動 いじめについて考える日、全校集会、学年集会、学級活動、学校日より等で継続啓発。

5 いじめの早期発見

- ・学期に1回以上のいじめアンケート及び教育相談アンケートを実施し、必要に応じて個別面談を行う。
- ・日常の観察、心の天気の入力、欠席・遅刻・早退、保健室利用、交友関係、SNS上の変化等を複数の教職員で共有する。
- ・担任、学年、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携する。
- ・相談窓口を生徒・保護者に周知し、本人・保護者・友人からの相談を積極的に受け止める。

6 いじめを認知した場合の対応

- ①発見・相談 速やかに管理職・生徒指導主事へ報告し、一人で抱え込まない。
- ②安全確保 被害生徒を守り、必要に応じて別室対応等で安全を確保する。
- ③事実確認 関係生徒から個別に聞き取り、時系列で正確に記録する。
- ④方針決定 いじめ対策委員会で支援・指導・保護者連絡の方針を決める。
- ⑤保護者連携 被害・加害双方の保護者へ事実と学校対応を丁寧に説明する。
- ⑥継続支援 謝罪で終わらせず、最低3か月を目安に見守りと状況確認を行う。

7 被害生徒・加害生徒への支援と指導

- ・被害生徒には、安心して登校・生活できる環境を整え、本人と保護者の意向を確認しながら継続的に支援する。
- ・加害生徒には、行為の責任を自覚させるとともに、背景を把握し、再発防止に向けた指導・支援を行う。
- ・周囲の生徒には、傍観や拡散、詮索を防ぎ、集団全体でいじめを許さない態度を育てる。
- ・犯罪行為の疑い、生命・身体・財産への重大な被害、SNS上の拡散等がある場合は、警察・教育委員会・関係機関と連携する。

8 いじめ対策委員会

- ・名称 いじめ対策委員会
- ・構成 校長、教頭、生徒指導主事、生活指導部長、学年主任、養護教諭、担任、部活動顧問等。必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関を加える。
- ・役割 基本方針・年間計画の作成と見直し、いじめ情報の収集・記録・共有、緊急会議の開催、指導・支援方針の決定、保護者・関係機関との連携を行う。

9 重大事態への対応

- ・ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、または相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合を重大事態とする。
- ・ 生徒又は保護者から「いじめにより重大事態に至った」と申立てがあった場合も、重大事態が発生したものとして対応する。
- ・ 学校は速やかに大阪市教育委員会へ報告し、教育委員会と連携して調査組織又は作業部会を設置する。
- ・ 被害生徒と保護者へ、調査の進め方、確認した事実、今後の支援について適切に情報提供する。
- ・ 調査結果を踏まえ、背景・課題を整理し、再発防止策を作成・実施する。

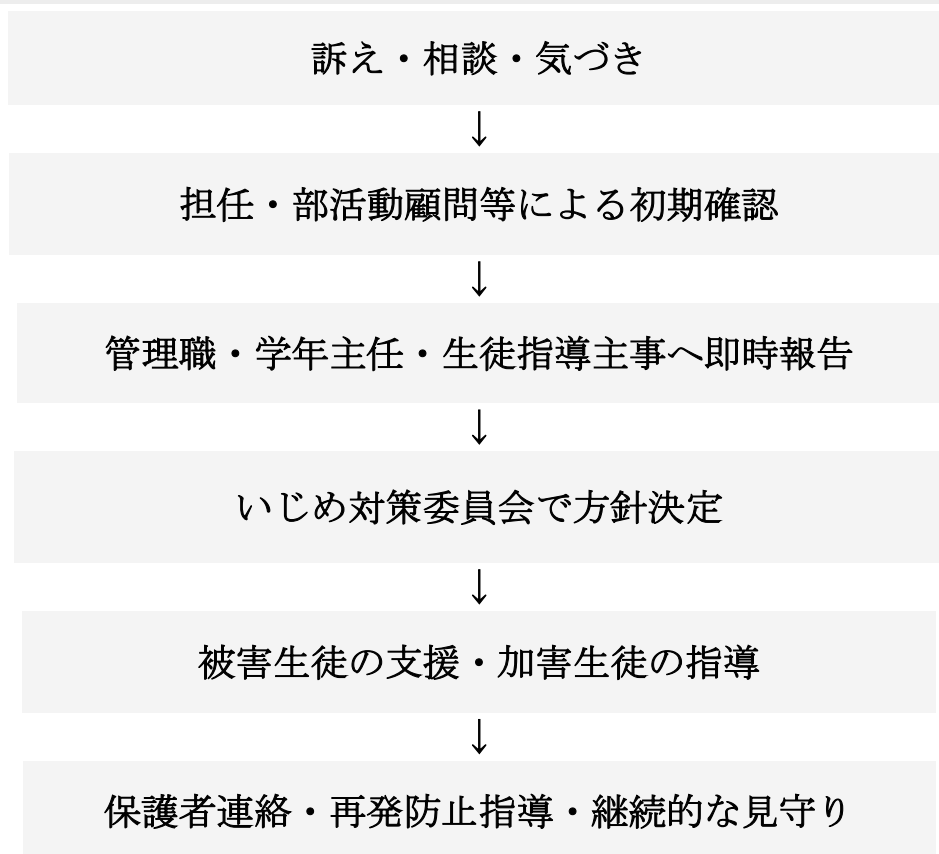
10 年間を通した主な取組

- ・ 4月 方針の確認、相談窓口の周知、学級開きでの人間関係づくり。
- ・ 5月 いじめについて考える日、道徳・学級活動、アンケート。
- ・ 各学期 いじめアンケート、教育相談、情報共有、必要に応じてケース会議
- ・ 随時 生徒観察、保護者相談、関係機関連携、SNS・情報モラル指導。
- ・ 年度末 取組の検証、基本方針・年間計画の見直し。

11 相談窓口

- ・ 校内：担任、学年教員、生徒指導主事、養護教諭、管理職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー。
- ・ 校外：大阪市教育委員会、いじめ SOS、子ども相談センター、警察相談窓口等。必要に応じて学校からも連携する。

12 いじめ発見時の流れ



※本方針は、国のいじめ防止対策推進法及び大阪市いじめ対策基本方針を踏まえ、毎年度見直しを行う。